写

消食表第２４６号
平成２３年６月２８日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

消費者庁次長

「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」の一部改正について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成２３年厚生労働省令第７６号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成２３年厚生労働省告示第２０３号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和３４年厚生省告示第３７０号）の一部が改正されたところであるが、これに伴い、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」（平成２２年１０月２０日付け消食表第３７７号消費者庁次長通知。以下「次長通知」という。）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、関係者に対する周知をお願いする。

なお、改正後の次長通知全文を別添のとおり添付する。

（別　紙）

食品衛生法に基づく添加物の表示等について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
別紙４ 各一括名の定義及びその添加物の範囲 １～６　（略） ７　香料 （１）、（２）　（略） （３）　添加物の範囲　以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。 （略） サリチル酸メチル ２，３－ジエチル－５－メチルピラジン シクロヘキシルプロピオン酸アリル （略） フェニル酢酸エチル ２－（３－フェニルプロピル）ピリジン フェネチルアミン （略） ６－メチルキノリン ５－メチル－６，７－ジヒドロ－５*H*－シクロペンタピラジン メチルβ－ナフチルケトン （略） ８～１５　（略）	別紙４ 各一括名の定義及びその添加物の範囲 １～６　（略） ７　香料 （１）、（２）　（略） （３）　添加物の範囲　以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。 （略） サリチル酸メチル シクロヘキシルプロピオン酸アリル （略） フェニル酢酸エチル フェネチルアミン （略） ６－メチルキノリン メチルβ－ナフチルケトン （略） ８～１５　（略）